

令和2年9月16日  
(水曜日)

令和2年 第5回幌延町議会 (定例会)  
会議録 第1日目

## 議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 決定第1号 議席の指定
  - 2 決定第2号 議席の一部変更
  - 3 会議録署名議員の指名
  - 4 会期の決定
  - 5 諸般の報告
  - 6 行政報告
  - 7 一般質問
  - 8 認定第1号 平成31年度幌延町一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 9 認定第2号 平成31年度幌延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 10 認定第3号 平成31年度幌延町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 11 認定第4号 平成31年度幌延町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 12 認定第5号 平成31年度幌延町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 13 認定第6号 平成31年度幌延町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 14 認定第7号 平成31年度幌延町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 15 報告第1号 平成31年度決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について
  - 16 報告第2号 平成31年度決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告について
  - 17 報告第3号 専決処分の報告について（問寒別除雪センター建設工事請負契約の変更）
  - 18 報告第4号 専決処分の報告について（七号橋橋梁補修工事請負契約の変更）
  - 19 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度幌延町一般会計補正予算 第3号)
  - 20 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
  - 21 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
  - 22 議案第1号 幌延町功労者の表彰について
  - 23 議案第2号 町道の廃止について
  - 24 議案第3号 町道の認定について
  - 25 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 26 議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
  - 27 議案第6号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
  - 28 議案第7号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
  - 29 議案第8号 令和2年度 幌延町一般会計補正予算（第4号）
  - 30 議案第9号 令和2年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
  - 31 議案第10号 令和2年度 幌延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
  - 32 議案第11号 令和2年度 幌延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

(平成31年度度幌延町各会計決算審査特別委員会)  
散会宣告

本日の会議の順序

		開会宣告及び開議宣告	日 程 第 2 8	議 案 第 7 号
日 程 第 1	決 定 第 1 号		” 2 9	議 案 第 8 号
” 2	決 定 第 2 号			休 憩 宣 告
” 3	会 議 録 署 名 議 員 の 指 名			開 議 宣 告
” 4	会 期 の 決 定	日 程 第 3 0		議 案 第 9 号
” 5	諸 般 の 報 告	” 3 1		議 案 第 1 0 号
” 6	行 政 報 告	” 3 2		議 案 第 1 1 号
” 7	一 般 質 問			休 憩 宣 告
” 8	認 定 第 1 号			開 議 宣 告
” 9	認 定 第 2 号			散 会 宣 告
” 1 0	認 定 第 3 号			
” 1 1	認 定 第 4 号			
” 1 2	認 定 第 5 号			
” 1 3	認 定 第 6 号			
” 1 4	認 定 第 7 号			
	休 憩 宣 告			
	開 議 宣 告			
日 程 第 1 5	報 告 第 1 号			
” 1 6	報 告 第 2 号			
” 1 7	報 告 第 3 号			
” 1 8	報 告 第 4 号			
	休 憩 宣 告			
	開 議 宣 告			
日 程 第 1 9	承 認 第 1 号			
” 2 0	同 意 第 1 号			
” 2 1	同 意 第 2 号			
” 2 2	議 案 第 1 号			
” 2 3	議 案 第 2 号			
” 2 4	議 案 第 3 号			
” 2 5	議 案 第 4 号			
” 2 6	議 案 第 5 号			
” 2 7	議 案 第 6 号			

出席議員（8名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	斎 賀 弘 孝
	4 番	植 村 敦
	5 番	無量谷 隆
	6 番	吉 原 哲 男
	7 番	西 澤 裕 之

出席説明員

町 長	野々村 仁
農業委員会会長	小 島 和 博
代表監査委員	成 田 義 弘
副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	木 澤 瑞 浩

総務財政課長	藤 井 和 之
住民生活課長	早 坂 敦
保健福祉課長	村 上 貴 紀
企画政策課長	角 山 隆 一
産業振興課長	山 本 基 継
建設管理課長	島 田 幸 司

総務グループ主幹	伊 藤 崇
財政グループ主幹	古 草 勝
企画政策グループ主幹	山 下 智 昭
建設管理課技術長	植 村 光 弘
認定こども園園長	吉 原 京 子

総 務 係 長	渡 邊 智 民
---------	---------

教 育 次 長	伊 藤 一 男
総務学校グループ主幹	田 村 浩 希
社会教育グループ主幹	戸 川 誠 二

国民健康保険診療所事務長事務取扱	(岩 川 実 樹)
国民健康保険診療所事務次長	若 本 聡

農業委員会事務局長 (山 本 基 継)

選挙管理委員会事務局長 (藤 井 和 之)

事 務 局 長 藤 田 秀 紀  
主 事 満 保 希 来

(10時00分開 会)

議長 高橋秀之君

おはようございます。本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第5回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 決定第1号「議席の指定」を行います。

本件は、去る8月30日執行の幌延町議会議員補欠選挙において当選されました高橋秀明君と佐藤忠志君の議席を指定するものであります。議席は、会議規則第4条第2項及び運営基準により、議長において、高橋秀明君を議席番号1番に、佐藤忠志君を議席番号2番に指定します。

日程第2 決定第2号「議席の一部変更」を行います。

本件は、ただいまの議席の指定に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更するものであります。その変更となる氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

議会事務局長 藤田秀紀君

変更となります議席番号とお名前を読み上げます。議席番号3番 斎賀弘孝議員、議席番号4番 植村敦議員、議席番号5番 無量谷隆議員以上でございます。

議長 高橋秀之君

お諮りします。ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

議席の一部が変更されましたので、それぞれ、ただいま指定の議席にご着席願います。暫時休憩します。

(10時02分 休 憩)

(10時18分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において、3番 斎賀弘孝君、4番 植村敦君を指名します。

日程第4「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、9月16日から18日までの、3日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3日間に決定しました。

日程第5「諸般の報告」を行います。

富樫直敏議員から閉会中の去る7月13日付けで議員の辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により、議長において同日付けで許可しましたので、その旨、報告いたします。なお、富樫議員におかれましては、8月3日にご逝去されました。ここに深く哀悼の誠を捧げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

次に、本町の常任委員会の委員は、委員会条例第2条の規定により、議員全員をもって構成することとしております。よって、ただいま、議席を指定した高橋秀明君と佐藤忠志君の両名を委員会条例第5条第2項の規定により、議長において議会閉会中の8月31日付けで、まちづくり常任委員会と情報推進常任委員会の委員に指名いたしました。

そのほか、議長としての報告事項は、配布した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第6「行政報告」を行います。

町長、教育長から、順次行政報告を求めます。

町長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会9月定例会の開催にあたり、一般行政の執行状況について、ご報告を申し上げます。

令和2年第5回幌延町議会定例会の行政報告に先立ちまして、2件ほど申し上げます。「8月7日からの大雨」につきましては、大雨、暴風、洪水、波浪警報などの気象警報のほか、土砂災害警戒情報や水防警報が発表され、宗谷管内では、大雨による崖崩れ、床上・床下浸水、道路の冠水など、多くの被害が発生しております。本町においては、幸いにも大きな被害はありませんでしたが、災害はいつ起こるかわかりませんので、平時から防災対策に取り組んでまいります。この度の大雨等により被害に遭われました方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

次に、幌延町議会議員につきましては、議員の逝去並びに辞職に伴い、公職選挙法に基づき補欠選挙を8月30日に執行いたしました。ご当選されました佐藤忠志議員、高橋秀明議員におかれましては、急な選挙にもかかわらず見事ご当選を果たし、誠にありがとうございます。今後は、私たち行政が提案、又は相談申し上げます案件につきまして、忌憚のないご意見やチェック機能として、役割を果たしていただきますよう、高いところから誠に恐縮と存じますが、よろしくお願い申し上げます。

それでは、新型コロナウイルス感染症に係る令和2年度長寿まつりの中止について、ご報告申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響で町内の各行事につきましては、大勢の人が集まるイベントについて中止の判断をしております。比較的、参集人数が少なく、対策が講じられる場合は、規模縮小を含め対策を講じながら開催しているところです。

さて、例年ですと、9月の第1週の土曜日に、国際交流施設大ホールにお集まりいただき、長寿まつりを開催しているところですが、高齢者が一堂に会して行う式典のため、密な空間や不特定多数の接触等、新型コロナウイルス感染予防対策が困難であると判断し、ご参加いただく皆さんの健康・安全面を第一に考え、中止とさせていただいたところでございます。なお、ささやかながら、お祝いの品を御長寿者名簿とともに対象者321名全員に



お配りさせていただきました。また、白寿、米寿、喜寿のお祝いにつきましては、長寿まつりの開催には関係なく対象の方に直接お渡しさせていただいたところ です。

皆さんには、諸般の事情に鑑み、ご理解のほどよろしくお願 しいたします。これから予定しております教育委員会も含めた各種イベントにつきましても、状況を見ながら適切な判断をさせていただきたいと存じますので、ご理解、ご協力を、重ねてお願 い申し上げます。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなつております。

以上、第5回 幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

教 育 長 木 澤 瑞 浩 君

幌延町議会9月定例会の開催にあたり、教育行政の執行状況について、その概要をご報告いたします。

始めに、学校教育について、申し上げます。

町内各学校は、2学期に入り、引続き、新型コロナウイルス感染症対策の道教委のガイドラインに沿った感染予防対策を講じつつ、学習活動に取り組んでおります。春から延期となっていた、運動会・体育大会・修学旅行など、コロナ禍の中で創意工夫をしながら実施しております。文科省の「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業」における取組の1つとして、幌延中学校と問寒別中学校の3年生の合同修学旅行では、今年オープンしたウポポイの学芸員さんの協力を得て、事前・事後学習を遠隔授業で行い、アイヌ民族の文化や暮らし、博物館の役割などの学習を深めることができました。また、その遠隔授業は、「ZOOM」を活用し、オンライン学習の検証も進めているところです。部活動の関係では、中体連・中文連が中止となりましたが、各競技に独自大会等が開催され、今年が最後となる3年生も、一生懸命頑張っていたとの報告を受けております。なお、幌中・吹奏楽部は、10月の定期演奏会に向けて練習に励んでおります。

次に、社会教育について申し上げます。

各社会教育施設は、国、道、道教委が示す「新型コロナウイルス感染予防対策の方針やガイドライン」を参考に、徹底した感染予防対策を講じ、利用者の皆さんの御協力を得ながら、施設運営に努めております。各種社会教育事業につきましても、ソーシャルディスタンスを守り、慎重に執り進めております。夏休み中に6日間開催した「子ども朝活事業」では、多くの小学生が、学習や運動、体験活動をとおして、夏休み中の生活習慣の定着に取り組むことができました。

スポーツ少年団活動では、野球少年団が、8月8日稚内市で開催されたマクドナルドトーナメント学童少年軟式野球大会北海道大会・稚内支部予選において、豊富町との合同チーム「サロベツ・フィールダーズ」で出場し、準優勝したとの報告を受けております。コロナ禍の中で、少年団の各種大会の開催もままならない状況ですが、日頃から、子ども達のために、熱心に指導されている指導者の皆さんに、心より敬意を表するとともに、今後、予定されている大会では、少年団の活躍を期待するところです。

以下、教育予算の執行状況、社会教育の活動状況等につきましては、別紙資料のとおり

であります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

以上をもって、行政報告を終わります。

日程第7 「一般質問」を行います。質問の通告がありますので、発言を許します。

5 番 無量谷 隆 君

5番 無量谷 隆、斎場バリアフリーの中で、①のところで、ちょっと訂正をさせていただきます。省力昇降式ストレッチャーとありますけども、省力を消してください。

斎場のバリアフリー化について質問します。

新型コロナウイルスの影響で、最近家族での葬儀が多く執り行われています。少人数の家族や高齢者では棺を上げ下げするのが大変であったとの声を利用者から聞いております。斎場の出入口は階段状になっております。車いす等を利用する障がい者や高齢者には、その階段が支障となっています。そこで、次の3点についてお伺いします。

- ① 少人数でも棺を運べるように昇降式ストレッチャーを導入できないでしょうか。
- ② 斎場のバリアフリー化を検討していただけないでしょうか。
- ③ 水洗式多目的トイレの設置ができないでしょうか。

次に、国営草地の売却について質問します。

下沼地区の国営草地は、長年にわたり利用組合で利用させていただいていますが、近年、利用者が激減しています。国営草地を利用組合または個人に売却できないかお伺いします。

町 長 野々村 仁 君

無量谷議員のご質問にお答えします。

1問目の「斎場のバリアフリー化」に関するご質問ですが、1点目の省力昇降式ストレッチャー導入につきましては、霊柩車から霊台車まで棺を運ぶのが大変であるためストレッチャーを導入できないかという主旨の質問かと思えます。斎場出入口には階段があるため、霊柩車からストレッチャーを使用するとなると何らかの施設改修等が必要になりますとともに、高齢者や車いすを利用する方々のことも考慮した改修が必要だと考えます。町としては、町民サービス充実のために、各種公共施設の利便性向上について随時検討を行っているところでありますので、併せて、検討してまいります。

2点目の斎場のバリアフリー化につきましても、議員おっしゃるとおり、公共施設においてバリアフリー化は必要であると認識しております。現在、施設内の控室前には段差があり、靴を脱いで利用する形になっておりますが、利用者の方がもっと過ごしやすい空間を作る必要があると考えますので、段差解消を含め一体的に検討をしております。

3点目の水洗式多目的トイレの設置につきましては、増築による対応となると敷地確保等の課題がありますが、現在の施設内の構造変更により対応できる可能性がありますので、1点目、2点目の内容とともに検討をしております。

次に2問目の「国営草地の売却」に関するご質問ですが、

町営草地幌延団地につきましては、平成5年度から農家の皆さんが組織した町営草地利用組合へ、牧草収穫作業に関する業務を委託し、加えて収穫した乾牧草の売り払いを行っ

ております。利用組合員数については、離農の増加等に伴い、下沼地区内に限らず、字幌延地区内の幌延団地を利用する組合員も減少していることに加え、平成31年度からは利用組合が1つ減り、3つの利用組合へ業務を委託している状況となっております。利用者が激減していることから、利用組合または個人に売却できないかのご質問ですが、まず、利用組合は農家の皆さんが任意で組織した団体であることから農地法第3条に基づき、農地所有適格法人となる必要があります。また、農業者個々への売り払いについては、平成31年2月に行った利用組合会議の際、ご出席いただいた組合員の皆さんからは、優良農地のみ売り払いできるよう検討して欲しいとの意見がだされた他は、積極的な買受に関する意見はありませんでした。農地法第3条は例外として、地方公共団体等が公用または公共用に供する場合は、農地の所有が認められておりますので、この規定に基づかない町営草地としての利用をやめ、利用組合の皆さんに農地を売り払う場合は、368ヘクタール全地の売り払いを基本としたいと考えておりますので、利用組合内で議論していただきたいと思っております。

5 番 無量谷 隆 君

斎場のバリアフリー化ですけれども、なかなか町長が高齢化時代に対して、非常にやらなきゃならん時期でないかっていうことなんですけれども、これは、バリアフリー化については、ある程度、早急に、必要でないのかなと思っております。ですから、来年度予算にも、反映していただければ幸いかなと思っております。

ですから、ある程度、お年寄りに優しい、障害者に優しい施設づくりも考えながらも、やってほしいなと思っておりますけど、町長の考えを来年度予算に盛り込められるでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

必ず約束ができるという返事はなかなか難しいんですけれども、一生懸命、来年度に向けて、担当と協議をしながら進めていきたいと思っております。議員御承知のとおり、あそこの道路に面した階段というところと、それからまた屋根の向きが、大変難しい状況になっております。そうだからと言って、長く持たせるということではなく、一生懸命、来年度に盛り込むべく、一生懸命協議をしていきますけれども、部分部分に一部、遅れが出るところがあるかと思うところもあります。一生懸命、来年度に向けて、そうなるように、私自身も頑張っていきたいと思っております。

5 番 無量谷 隆 君

力強い町長のお言葉ですけれども、ぜひとも、来年の予算に盛り込めるようお願いいたします。ある程度、斎場の形、格好が、非常に三角形的な屋根っていう感じで、勾配っていう形なんですけれども、何とか、僕なりに見たら、ある程度、玄関先の横に他目的トイレが設置可能かな。ただし、屋根の形が、ちょっと歪になるかなと。今まで見た三角屋根の斎場の格好よさがちょっと薄れるかもしれませんけれども、その辺も若干、考慮しながらやってほしいなと思っております。ある程度、ぜひとも、小人数で斎場で見送って、最後のお骨を拾うっていうのが基本であります。ですから、ある程度、町民から言われたように、なかなか足が悪くて、歩いていけないから斎場まで行きませんっていうような形で、いや、最後にちょっと寂しい思いだったなと。させたなと。そう思って、町民から聞いてまいりま

した。そういう中で、これは早急にやらなきゃならんことでないのかなと思っておりまして、よろしく願いいたします。

それと、何年か前には、一応、斎場の釜の修理をしていると思うんですけども、今の時代に合ったようなお棺が意外とサイズのまちまちなお棺があります。ですから、多少なりとも大きいサイズのお棺であっても、火葬ができるかできないかその辺をお伺いいたします。

町 長 野々村 仁 君

現在のところ全てのお棺に対応できるサイズかと言われると、そういうことでもないと言ったほうが正確なのかなと思ってます。ある程度のサイズまでは入りますけども、やはり、その大きな釜ではないということ自体は、現状であると思ってます。

これらについても、担当課との打ち合わせの際に、その話が出ておまして、この改修の際に、どういう形ができるか、また、炉を直すということになると、相当莫大なお金になるということも含めて、どういうことをすれば、対応に叶えられるかということも、一つの議題として加えて、協議をしていきたいなと思ってございます。

先ほどから、それぞれ、造ること自体は、即やれる場所と形状があれば、簡単にいくんですけども、本当に、先ほどから、入口の屋根、去年あたりだと大丈夫だったんですけども、一昨年の雪のときには、ボランティアで重機を使って、除雪をしてもらわないと窓の上まで雪があったというぐらい、ひどい状況になる。そういうことも考えることによって、階段のところ、即、ああしたら、こうしたらできるねというような状況ではないということ。全てを協議をして、どういう時に除雪の時に邪魔にならないとか、それなりにも、車椅子とか、そういう方々が利用できるようにするのかということは、全体の中で協議をしていきたいと、そのように考えておりますのでよろしく願いいたします。

5 番 無量谷 隆 君

釜のサイズは、まちまちであっても、何とか対応してるってということなんですけど、答弁では、修理は今のところ考えてない、あるいは、しなくてもいいってような考えなんですか。

町 長 野々村 仁 君

今言ったとおり、この協議と一緒に合わせて、協議をさせていただいていくということで御理解ください。

5 番 無量谷 隆 君

多分、外の階段を改修するっていうことになれば、スロープが1番安い方法かなっていう感じがするんですけども、冬季間の除雪が非常にスロープが長く必要だと思うんですけども、傾斜の緩いスロープってことは面積がそれだけ除雪の面積が増えるということなんですけど、今採用の従業員にしても、高齢化である程度足が悪いとかという形でされていると思います。ですから、なかなか若い人が火葬に従事するっていうことは、ないかなって感じがするんですけども、その辺の配慮として、ある程度、冬の対策として、スロープに電熱ヒーターを入れて、ある程度、除雪体制も、ある程度、1日前、2日前で大体予定がわかると思うんですけども、そのときにスイッチ入れれば解けると、完全に

解けなくても、コンクリから剥がしやすいようなヒーター方式でできないものかなと個人的に思いますけど、その辺、どのように考えていますか。

町 長 野々村 仁 君

先ほどもお答えをしましたが、それらも含めてどれが1番いいのかということ、我々内部でも検討させていただいて、皆さんと御相談をさせていただくということで御理解をいただければと思っております。

5 番 無量谷 隆 君

斎場の周辺に木を植えたんですけども、かなり年数が経っていて、木が成長をすごくしております。当初、小さな苗を植えたと思うんですけども、それが、密集してるというような状態で、ある程度、間引きと枝払いが必要な時期でないかなと思うんですけど、中には今でも、もう木が折れてるという状態で、過密してるんでないのかなと思っております。その辺も、一応、木の絡みもよろしく願いいたします。後で検討させていただきます

2つ目の質問に入ります。

国営土地の売却についてですけども、ある程度、皆さんが31年ですか、一応売却の最初の申し出があったんですけど、なかなかそのとき直前に言われて、ああそうですかってなかなか売却の値段も出てこない状況で、買うっていうわけにはいかなかったと思っております。そういう中でね、今回、あえてまた質問させていただきますけども、かなり売却そのものが悪いんじゃないかと、売却する方法が、ちょっと考えていただけないかなと思っております。なぜかっていうと、なかなか今の農家、最近、景気が良いと言われてますけども、やはり、利用してる組合員が、面積のばらつきがあります。そういう中で、ある程度、全地区を利用者が買っていただくということになれば、多額の金額が発生します。ですから、それを解消するためには、一応、1年後、2年後に、完全に利用料金のみで売却っていうような考えがあれば、すんなり1年間で売却できるのかな。だから、試算してみても、ある程度、1年、2年後っていう売却の方法で何とかやっていただければ、組合員も1年間の利用の中で、料金だけで終わるのかなと。だから、別に、今まで利用してる中の方法がちょっと、あれでないかなと。ですから、2年後3年後に、完全にしますよ。ですから、いわば、来年以降に売却を1年先か2年先にしますっていうのは、利用料金のみで、ある程度売却されれば、農家も引取りやすいかなと考えております。その辺どうですか。

町 長 野々村 仁 君

売却方法とかそういうことも含めてですけども、まずは、適格法人となって使われている国営パイロットですから、以前、お亡くなりになりました富樫議員からもあったときにあの時点では、国から売却していいという許可は出ていなかったということもあって、どうすれば売却ができるかということ、こちら再三、国へお話をさせていただいたということで、それから、3、4年経って、ようやく、そういう状況だったら、売却ができるやもということ、こぎつけたというところでもあります。ですから、この法人が、まずは、そういう形に方向に持っていかどうかということの決定づけが必要だと私自身も

考えてます。それから個人に売却するときは、どうなんだということが前段に進むと思いますので、早急に皆さんの組合で議論を、うちの担当としていただきながら、どういう形だったら買い取れる、どういう形だったらという今の細かなお話をその場でしていただければよいかという気はしてございます。

どっちにしても、そこが協議に入っていかなければ、前に進んでいきませんので、その辺を、今年度、ずっとこう協議をしていくということで、いつ売れるとか、いつ買えるとかという話よりも、まずは前段入り口に入ることが大切なことかなというふうに感じております。

5 番 無量谷 隆 君

平成5年の時は、満度に利用するような形で、農家戸数でやってましたけども、そのころはかなり、非常に農家にとっては、草地が増えて、増頭するあるいは経営にすごくプラスになっております。

そういう中で、今、先ほど言われたように、長年経つと、20何年経ちますと、ある程度、農家戸数も減少し、利用者もいなくなるというような状況であります。そういう中においても、やはり、町営草地、あるいは国営草地とあって、払い下げされた草地を100%地域の人に売却、あるいは、利用させていただくためには、かなり、町も、その辺、时期的にも、長年経ってるからいいんじゃないかなと感じておりますので、その辺、緩やかな方策をお願いいたします。以上で終わります。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて、5番 無量谷 隆君の質問を終わります。

以上をもって、通告を受けた一般質問は全て終了しました。

お諮りします。

この際、日程第8 認定第1号「平成31年度幌延町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第9 認定第2号「平成31年度幌延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第10 認定第3号「平成31年度幌延町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第11 認定第4号「平成31年度幌延町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第12 認定第5号「平成31年度幌延町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第13 認定第6号「平成31年度幌延町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第14 認定第7号「平成31年度幌延町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の7件は、関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までの7件は、一括議題とします。認定第1号から認定第7号までの提案理由の説明を求めます。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

ただいま上程されました認定第1号から認定第7号までの平成31年度幌延町各会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。

平成31年度幌延町各会計の決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、8月3日から8月6日までの間の4日間で、監査委員の審査をいただいているところであり、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の決算審査意見書を付して決算の認定をお願いするものです。

各会計決算の概要につきましては、お手元にお配りの「平成31年度幌延町各会計決算説明資料」に沿って説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

第1表は、各会計歳入歳出決算の総括表です。

一般会計から下水道事業特別会計までの7会計の決算総額は、歳入決算額61億9,899万6千円、歳出決算額60億2,669万4千円で、翌年度繰越財源額を控除した差引残高は1億4,429万2千円となりました。

2 ページをお開きください。

第2表は、各会計決算総額の前年度比較で、表の一番下、網掛け部分の合計の欄、歳入決算額の増減合計は3億5,062万8千円、5.4%の減、歳出決算額の増減合計は2億7,301万7千円、4.3%の減となりました。これは歳入歳出ともに、一般会計では、平成30年度の幌延西部地区草地畜産基盤整備事業完了に伴う減額、国保診療所特別会計では、平成30年度の医療技術職員住宅整備事業完了による減額が主な要因です。

3 ページをご覧ください。

第3表は、平成30年度から平成31年度へ繰越した繰越明許費決算額の内訳です。繰越した事業は、問寒別地区及び上幌延開進地区の道営畑地帯総合整備事業で、一般会計2事業の繰越額は7,425万円で、決算額も同じく7,425万円です。

第4表は、平成31年度から令和2年度への繰越事業費繰越額の内訳です。幌延町酪農・肉用牛増産近代化施設整備事業、問寒別地区道営畑地帯総合整備事業及び各小中学校GIGA スクールネットワーク整備事業を令和2年度へ繰越ししております。繰越額は7,573万8千円です。

4 ページをお開きください。

第5表は、各会計の地方債現在高を示しています。平成31年度末の現在高合計は、38億6,723万1千円で、前年度末より2億1,308万9千円減少しました。なお、平成31年度末現在高のうち、74.9%に当たる28億9,545万5千円は交付税算入され、将来負担の地方債現在高は、aからbを差し引いた額、9億7,177万6千円となっております。

4 ページから5 ページまでの第6表は、各会計の基金現在高です。5 ページ下から2 段目の全会計の平成31年度末現在高は、前年度より7,586万6千円増加して、53億2,138万7千円となっております。

第7表は、北海道市町村備荒資金組合納付金現在高で、平成31年度末現在高は、前年度より789万4千円増加して、18億206万2千円となっております。

6 ページをお開きください。

第8表は、一般会計の債務負担行為の負担状況です。地方債と同じ性格をもつ後年度負担予定額は、3,012万5千円です。

7 ページから15 ページまでは、第5次幌延町総合計画の基本計画に沿って、町政運営の基本的な考え方、予算の執行等及び主要な施策の成果について整理・記述しております。

16 ページをお開きください。

一般会計の決算についてです。第9表は、一般会計歳入歳出決算額の推移です。歳入決算額は、前年度対比5.5%減の50億2,924万4千円となり、歳出決算額は、前年度対比4.0%減の49億936万6千円となりました。これは、歳入については、幌延西部地区草地畜産基盤整備事業の完了による受益者負担金など諸収入の減額等によるものであり、歳出については、診療所の国保直診化による衛生費、診療所特別会計繰出金の減額や幌延西部地区草地畜産基盤整備事業等の完了に伴う農林水産業費の減額が大きな要因です。歳入歳出差引は、1億1,987万8千円で、翌年度へ繰り越すべき財源2,801万円を控除した額、9,186万8千円が実質収支額で、前年度対比55.3%の減となりました。

17 ページをご覧ください。

第10表は、一般会計歳入の款別決算額の状況です。前年度と比べ大きく増加した款は、19巻の繰越金や21款の町債で、町債ではIP告知システム更改事業等の財源として借入れした過疎債が増加しました。また、大きく減少した款は、20款の諸収入で、幌延西部地区草地畜産基盤整備事業の受益者負担金が事業の完了に伴い減額しました。

18 ページをお開きください。

町税収入の状況です。第11表、第12表及び19ページの第13表は、年度別・税目別の町税決算額と徴収実績です。平茂31年度の税込総額は、6億1,450万8千円で前年度比4,341万1千円、6.6%の減でした。法人町民税や償却資産に係る固定資産税の減収が主な減額要因です。徴収率は、98.8%でした。

19 ページをご覧ください。

第14表は、地方交付税の状況です。前年度と比べ普通交付税が0.2%、特別交付税が9.1%減少して、総額で22億7,897万5千円でした。前年度対比1.4%、3,234万1千円の減です。平成13年度から制度化されている臨時財政対策債を含めると、総額で23億6,367万5千円、前年度対比2.4%、5,744万1千円の減となりました。

20 ページをお開きください。

第15表は、ふるさと納税の状況です。町では平成27年度から、ふるさと納税に該当する寄附金を、「ふるさと応援寄附金」として採納しており、平成31年度の寄附金総額は1,520件で1,533万5千円でした。そのうち、926万5千円を返礼品経費等に充当し、残額607万円を「ふるさと応援基金」に積み立てております。平茂31年度末の基金現在高は793万2千円です。

21 ページをご覧ください。

第16表は、一般会計の歳入決算額についての財源構成です。表下、網掛け欄の右隅、経



常一般財源は、28億669万8千円で、町税等の減額により前年度対比1.6%減少しました。

22ページをお開きください。

次に、一般会計の歳出の状況についてです。

第17表は、歳出款別決算額対前年度比較表で、第18表は歳出款別財源構成対前年度比較表です。款別の大きな増減要因は、2款総務費でOA機器等更新事業及びIP告知システム更改事業による増です。3款民生費と4款衛生費では、町立診療所の国保直診化に伴い繰出金を支出する款が、衛生費から民生費に変わったことから、それぞれ増減しました。更に、4款衛生費では、平成30年度の医療技術職員住宅整備事業の完了に伴い診療所特別会計繰出金分が減額しました。6款農林水産業費では、幌延西部地区草地畜産基盤事業完了による減額です。

23ページをご覧ください。

第19表及び第20表は、性質別経費の決算状況です。消費的経費についてはOA機器等更新事業や各種計画策定事業など物件費の増加などにより前年度対比で6.0%の増となり、投資的経費は幌延西部地区草地畜産基盤事業やふるさとの森森林公園改修事業の完了などにより17.2%の減となりました。

24ページをお開きください。

第21表は、経常収支比率の推移です。下の網掛け、歳出合計欄をご覧ください。平成31年度の比率は84.0%で、町村で妥当と言われている70%を超えております。平成27年度の78.4%と比較しますと5.6ポイント増えていますが、これは物件費や維持補修費、繰出金の比率が増加したことが主な要因です。

25ページをご覧ください。

第22表は、事業別の町債現在高です。平成31年度末現在高は、前年度末現在高より1億8,482万7千円減少して、34億6,539万7千円となりました。

26ページをお開きください。

第23表は、借入先別の町債現在高です。

第24表及び第25表は、投資的経費の推移等についてです。投資的経費の大部分である普通建設事業費は、平成31年度は、IP告知システム更改事業、町道幌延下沼線道路改良事業、問寒別除雪センター整備事業、東ヶ丘スキー場整備事業等により、8億5,902万5千円となり、前年度比18.7%減少しました。また、歳出全体に占める普通建設事業費の割合は、17.5%となりました。

27ページをご覧ください。

第26表は、債務負担行為の負担状況の内訳です。令和2年度以降、支出を予定している債務負担行為の総額は3,012万5千円で、その内訳は、公用車の購入として338万5千円、農業経営等に係る利子補給として618万7千円、酪農支援対策事業補助として1,413万8千円、新規就農者支援事業補助として641万5千円となっております。

28ページ・29ページをお開きください。

第27表は、特別職を含む全会計の職員の人件費の状況です。職員総数は97人で、人件

費総額は7億8,383万9千円です。前年度と比較すると、職員は一般事務職の退職や看護師の補充などにより1名減となり、人件費総額は退職手当組合負担金が3年に1度の精算の年度であったことから共済費が増加し、1,158万3千円の増となりました。

30ページをお開きください。

第28表は、社会保障財源化分の地方消費税交付金1,924万4千円が充てられた社会保障施策等に要する経費の状況です。31年度は、社会保険4強費その他社会保障施策に要する経費の総額8億8,178万円のうち、社会福祉施策に1,101万1千円、社会保険施策に284万4千円、保健衛生施策に538万9千円が充てられました。

31ページからは、特別会計歳入歳出決算の総括及び概要です。

第29表は、国民健康保険特別会計の状況で、歳入決算額は3億1,084万6千円で、前年度対比0.1%の増となり、歳出決算額は、2億8,805万7千円で、前年度対比0.4%の増となりました。歳入のうち、保険税は7,471万6千円で前年度対比0.2%の減です。道支出金では、町立診療所の国保直診化により、特別交付金が2,500万7千円増加し、他会計繰入金は2,483万2千円で前年度より22万1千円、0.9%減少しました。繰越金は2,370万4千円で前年度対比48.6%の減です。歳出のうち、保険給付費は、前年度対比1.7%減の1押し墓4,479万5千円となりました。また、北海道へ納付する保険事業費納付金は前年度対比5.9%増の1億133万7千円となりました。

32ページをご覧ください。国保への加入状況は、平成31年度末で352世帯、610人でした。一番下の表の受診率は107.7%と前年度より1.1%減り、被保険者一人当たりの保険料現年度調定額12万1,750円に対し療養諸費は23万7,369円で、前年度と比べ6,160円減少しました。

33ページをお開きください。

第30表 国民健康保険診療所特別会計の状況についてです。歳入決算額は、3億1,433万1千円、歳出決算額は、3億1,405万6千円で、前年度対比22.7%の減となりました。歳入のうち、一般会計繰入金は1億7,096万円で前年度より1押し墓1,302万1千円、39.8%減少しました。これは、国保直診化に伴い国保会計から繰入金が繰り入れられることとなったことと、医療技術職員住宅整備事業完了による減少が主な要因です。下段の業務量に関する表になりますが、歳出総額に占める料金収入等の割合は38.1%です。1日平均の入院患者数は7.2人で、前年度より0.1人増加しました。また、1日平均の外来患者数は59.8人で、前年度より2.3人減少しました。

34ページをお開きください。

第31表後期高齢者医療特別会計の状況についてです。歳入決算額は、4,965万3千円で、前年度対比7.9%減少しました。うち保険料が1,694万5千円、繰入金は3,268万1千円で、前年度より476万4千円、12.7%減少しました。歳出決算額は、4,961万3千円で、うち総務費が283万3千円、広域連合納付金が4,675万3千円です。年度末の被保険者数は、353人で、前年度末と比較して13人の減少でした。

35ページをご覧ください。

第32表 介護保険特別会計の状況についてです。先に、保険事業勘定です。歳入決算額

は、2億3,006万7千円で、前年度対比3.8%の減となりました。うち保険料は、4,068万4千円で、前年度対比0.7%の減です。一般会計からの繰入金は、5,508万3千円で前年度より624万7千円、10.2%減少しました。歳出決算額は、2億457万4千円で、前年度対比7.8%の減となり、うち保険給付費は、前年度対比7.7%減の1押し墓5,240万7千円となりました。

次に、介護サービス事業勘定です。歳入決算額及び歳出決算額は同額で、850万3千円、前年度対比7.8%の増となりました。歳入のうち、一般会計繰入金は641万5千円で、前年度より22万3千円、3.6%増加しました。

36ページをお開きください。

年度末の第1号被保険者加入者数は、656人で、前年度末と比較して2人の増加でした。保険給付費の給付状況では、介護予防サービス及び高額介護・予防サービス件数の減少率が大きく、前年度より26～52%ほど減少しました。居宅介護及び介護予防サービス計画の作成件数は245件で、前年度と比較し55件、凡そ3割増加しました。

37ページをご覧ください。

第33表 簡易水道事業特別会計の状況についてです。先に、収益的収支です。収入決算額は、5,294万3千円で、前年度対比7.9%の増となりました。うち給水収益は4,718万9千円で5.8%の増、給水戸数は25戸減少して1万2,554戸です。また、施設の利用状況を表す有収率は93.92%で、前年度より1.65ポイント減りました。一般会計繰入金は2千円です。支出決算額は、3,801万6千円で、前年度対比12.9%の増となり、収益的収支の差引は、1,492万7千円で、前年度対比3.0%の減となりました。次に、資本的収支についてです。収入決算額は、352万6千円で、全額一般会計繰入金であり、前年度とほぼ同額となりました。支出決算額は、766万8千円で、前年度対比23.1%の減となりました。資本的収支の差引は、414万2千円のマイナスです。会計全体では、1,078万5千円の黒字で、前年度対比20.5%の増です。このうち695万8千円は、基金に積み立てており、収支合計は382万7千円の黒字、前年度対比12.9%の増となりました。

39ページをご覧ください。

第34表 下水道事業特別会計の状況についてです。先に、収益的収支です。収入決算額は、1億725万4千円で、前年度対比14.7%の増です。営業収益のうち、下水処理収益は3,694万6千円で5.0%の増でした。一般会計繰入金は5,768万2千円で前年度より272万2千円、5.0%増加しました。支出決算額は、1億725万4千円で、前年度対比14.8%の増となりました。次に、資本的収支です。収入及び支出決算額は同額で、9,262万9千円。前年度対比43.6%の増です。収入のうち、一般会計繰入金は5,316万7千円で前年度より705万3千円、15.3%増加しました。支出決算額では、建設改良費が合併処理浄化槽4基の整備、下水道管理センター水処理設備の更新など5,482万円で、前年度対比122.9%の増となりました。会計全体での収支合計はゼロとなりました。

40ページをお開きください。

平成31年度末の町債現在高は3億8,863万①千円です。年度末の接続戸数は前年度より4戸増え926戸、年間総処理量では9.9%の増、水洗化率は97.14%、合併処理浄化槽設置基数は134基となっております。

41ページから43ページまでは、普通会計での決算の状況を示しております。

43ページの第37表は、普通会計での財政指数の状況です。経常収支比率は、84.0%で、前年度より3.7ポイント減り、財政力指数は、23.6%で、前年度より0.3ポイント増え、実質公債費比率は、8.8%で、前年度より1.2ポイント減りました。

44ページ以降につきましては、平成31年度の主な事業の概要とその成果及び課題を整理しております。

以上、平成31年度幌延町一般会計及び各会計決算の概要を申し上げまして、認定第1号から第7号までの提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

お諮りします。

本案は、議員全員をもって構成する「平成31年度幌延町各会計決算審査特別委員会」を設置の上、これに付託して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、議員全員をもって構成する「平成31年度幌延町各会計決算審査特別委員会」を設置の上、これに付託して審査することに決定しました。

第1回特別委員会は、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長において招集することとし、委員長、副委員長の互選を行います。

なお、委員会条例第7条第2項の規定に基づき、臨時委員長は年長者の議員が行うこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

ここで、暫時休憩します。

(11時21分 休 憩)

(11時43分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

お諮りします。

この際、日程第15 報告第1号「平成31年度決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について」及び日程第16 報告第2号「平成31年度決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告について」の2件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号及び報告第2号を一括議題といたします。

報告第1号及び報告第2号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

ただいま、一括議題となりました報告第1号「平成31年度決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について」報告第2号「平成31年度決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告について」の提案理由の説明を申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付け、議会に報告するものです。

報告第1号の財政健全化判断比率は、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の総称で、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標です。平成31年度決算に基づく、実質赤字比率は、一般会計の実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表したのですが、実質赤字額が発生していませんので、該当ありません。連結実質赤字比率は、町の全会計の実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表したのですが、こちらも実質赤字額が発生していませんので、該当ありません。次に、実質公債費比率は、一般会計等で負担する地方債の元利償還金等が、標準財政規模を基本とした額に占める割合の3カ年平均で、平成29年度から平成31年度までの平均が8.8%になり、前年度と比較すると1.2%低下しています。この要因としては、起債に係る償還期限を5年から10年に延伸したことにより、各年度で支出する元利償還金額が抑制されたためです。将来負担比率は、一般会計等の地方債残高、債務負担行為の支出予定額、退職手当に係る負担見込額、一部事務組合の地方債償還に係る負担見込額など、一般会計等で将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に占める割合を表したのですが、将来負担すべき負債が発生していませんので、該当ありません。4つの指標の下段にある括弧書きの数値は、「早期健全化基準」で、基準以上の数値になると「財政健全化計画」の策定が義務付けられますが、本町の数値は、基準を下回っていることから、財政健全化計画の策定対象にはなりません。

次に、報告第2号の資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとの資金不足が、事業規模に占める割合を表したもので、経営状態の悪化度合いを示す指標になります。本町では、簡易水道事業と下水道事業の2つの特別会計が対象になります。平成31年度の資金不足比率につきましては、2つの会計ともに資金不足額が発生していませんので、該当ありません。資金不足比率の下段にある括弧書きの数値は、「経営健全化基準」で、基準以上の数値になると「経営健全化計画」の策定が義務付けられますが、本町の数値は、基準を下回っていることから、経営健全化計画の策定対象にはなりません。

健全化判断比率と資金不足比率は、基準を下回り、健全な財政状態が保たれていますが、今後も健全な財政運営に努めるとともに、町広報誌やホームページなどで、町民の皆さんに町の財政状況や健全化判断比率等の指標を公表いたします。

以上、報告第1号及び報告第2号についての提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、報告第1号及び報告第2号は、報告済みといたします。  
日程第17 報告第3号「専決処分の報告について」の件を議題とします。  
報告第3号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

報告第3号 「専決処分の報告について」提案理由をご説明申し上げます。

ご報告いたします専決処分は、令和元年10月25日に工事請負契約の締結について、議決をいただきました「平成31年度施行 問寒別除雪センター建設工事」において、設計変更により、契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項の規定により、町議会の専決処分事項の指定に基づき、令和2年7月29日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

工事請負契約の変更は、当初契約金額 53,680千円を設計変更により53,636千円に、4万4千円の減額となったものであります。

変更の主な理由といたしましては、当初、概数として扱っていた「木くず・汚泥・アスファルトがら」などの産業廃棄物数量が確定により、減額となったものであります。

以上、報告第3号、専決処分いたしました、工事請負契約の変更について、提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております、報告第3号は、報告済みといたします。  
日程第18 報告第4号「専決処分の報告について」の件を議題とします。  
報告第4号についての提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

報告第4号 「専決処分の報告について」提案理由をご説明申し上げます。

ご報告いたします専決処分は、令和2年5月22日に工事請負契約の締結について、議決をいただきました「令和2年度施行 七号橋橋梁補修工事」において、設計変更により、契約の変更を行うもので、地方自治法第180条第1項の規定により、町議会の専決処分事項の指定に基づき、令和2年8月11日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

工事請負契約の変更は、当初契約金額 55,110千円を設計変更により57,387千円に、22万7千円の増額となったものであります。変更の主な理由といたしましては、当初設計で計上していなかった防護柵などが、現場調査の結果、腐食・劣化が進んでいたことから、追加で補修を行ったものであります。

以上、報告第4号、専決処分いたしました、工事請負契約の変更について、提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております、報告第4号は、報告済みといたします。

ここで13時10分まで休憩します

(11時54分 休 憩)

(13時10分 開 議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第19 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。

承認第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」 令和2年度幌延町一般会計補正予算(第3号)の提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度幌延町一般会計補正予算(第3号)について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。このたびの専決処分による補正予算については、ご承知のとおり、令和2年8月30日執行の幌延町議会議員補欠選挙にあたり、選挙全般にわたる経費として、早急に予算措置が必要となりましたので、7月15日付けで専決処分を行いました。

1ページをお開きください。

第1条第1項「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ215万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億9,542万4千円としております。第2項、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明いたします。歳出から説明申し上げます。

22ページをお開きください。

2款4項2目町議会議員選挙費では、選挙全般の経費で選挙管理委員会委員、各立会人などの報酬からポスター掲示場設置等などで、総額215万1千円の新規計上です。歳入につきましては、全額を繰越金により対応しております。

以上、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明といたします

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、「歳入・歳出」を一括して行いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、「歳入・歳出」一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、承認第1号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第20 同意第1号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

同意第1号について、提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

同意第1号 教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

堀委員につきましては、平成24年10月から、教育委員としてご尽力いただいているところであり、この9月末日をもって任期満了となることから、再度、堀 英夫 氏を任命致したく、議会の同意を求めるものであります。堀氏の住所は、幌延町字上幌延256番地の6、生年月日は昭和42年1月14日生まれで、満53歳です。任期は、令和2年10月1日から 令和6年9月30日までであります。

堀氏は、現在 酪農業を営んでおられますが、過去には、農協で青年部長や監事の要職を勤められ、大変信頼の厚い方であります。また、町の「行政改革推進委員会委員」、「幌延町表彰審議会委員」、「いじめ対策連携プロジェクト推進委員」、「次世代育成支援対策地域協議会委員」、「安全で安心なまちづくり推進協議会委員」、「学校給食センター運営委員」など数々の公職を歴任されており、教育行政に対しましても見識がある方です。これまでの蓄積された識見、経験をもって益々多様化する教育行政に取り組んでいただき、幌延町の教育の発展にご尽力いただきたくご提案申し上げますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております、同意第1号は、討論を省略し、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第21 同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

同意第2号について、提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君



同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

現在、幌延町固定資産評価審査委員会委員である芳野福一氏につきましては、この9月末をもって任期満了となりますので、引き続き、芳野氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

芳野氏の住所は、幌延町字問寒別583番地、生年月日は、昭和30年1月17日生まれで、満65歳です。今回、固定資産評価審査委員として議会の同意を求める任期は、令和2年10月1日から令和5年9月30日までであります。芳野氏には、幌延町固定資産評価審査委員会委員を、昭和59年10月から、12期36年間の長きにわたり、中立的な立場でご尽力いただいているところであります。芳野氏は、地域からの信望も厚く、人格、識見とも優れた方であり、これまで蓄積された豊富な知識や経験を基に、固定資産評価に対する不服等を審査していただくには適任と考えておりますので、ご同意のほどお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、同意第2号は、討論を省略し、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第22 議案第1号「幌延町功労者の表彰について」の件を議題とします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第1号「幌延町功労者の表彰について」の提案理由をご説明申し上げます。

幌延町の表彰式は、幌延町表彰条例第10条の規定に基づき、隔年で実施することになっており、その年に当たりますので、幌延町表彰条例第3条の規定に基づき、別紙のとおり村井虹城氏、鷺見悟氏、庄司金八氏、番坂啓介氏、芳野福一氏の5人の方を幌延町功労者として表彰いたしたいので、議会の同意をお願いするものです。

2枚目の別紙をご覧ください。

村井氏は、名誉町民の故金田心象氏の高弟として、平成2年の金田心象書道美術館建設以降、専門的立場から展示に関する助言並びに心象館の運営に対しても多大な貢献をされております。平成7年から平成27年までは、幌延町で行っていましたが書道教室や研修では講師を務めていただいたほか、令和元年には、494万円を芸術・文化の振興を図る事業等の資金へのご寄付をいただくなど、教育文化振興に大きく貢献をされたことから公益功労の対象としております。

次からは、幌延町表彰条例第3条第2号に基づく、規定年数を満たしている自治功労者の対象となります。

鷺見氏は、町議会議員を平成7年から平成15年、同じく平成19年から平成31年までの通算20年の長きにわたって町議会議員として町政推進にご尽力を賜わり、また、農業委員会委員を11年お務めいただき、地方自治の振興に大きく貢献されております。

続いて、庄司氏は、農業委員会委員を平成14年7月から、現在もなお委員としてご活躍をされており、平成23年7月からは会長職務代理として農業委員会の運営にご尽力賜り、基準日現在で18年2か月の長きにわたってお勤めいただき、地方自治の振興に大きく貢献されております。

続きまして番坂氏は、教育委員会委員として、平成2年10月から平成30年9月までの28年間、町の教育行政に係る諸般についてお勤めいただき、安定した教育行政の推進にご尽力を賜り、地方自治の振興に大きく貢献されております。なお、番坂氏は宗谷管内教育委員会連絡協議会の会長、そして、北海道教育員会連合会、全国市町村教育委員会連合会の副会長も歴任されております。その功績を讃えられ、北海道町村教育委員会連合会及び全国市町村教育委員会連合会の功労者表彰も受賞され、地方教育行政の功労者として、文部科学大臣表彰も受賞をされております。

続いて芳野氏は、地方税法第423条第3項に基づいて選任されている、固定資産評価審査委員会の委員として、昭和59年10月からおよそ36年間の長きに渡り努められております。固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合においては、文書をもって、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。と規定されており、これらの申し出があった場合、審査及び決定その他の事務を行う機関の委員となります。申し出の有無にかかわらず設置しなければならない、法律に規定された行政委員会の委員となります。

このたびの功労者対象の方につきましては、高潔な人格と識見により、人々からの信頼が厚く、その徳望は町民の皆さんが認めるところであり、町勢の振興と発展の向上に大きく寄与し、功績は誠に顕著であります。

本件につきましては、8月24日に表彰審議会で審議いただき、同日、承認の答申をいただいておりますので、議会におかれましてもご同意くださいますようお願い申し上げ、議案第1号「幌延町功労者の表彰について」の提案理由といたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております、議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第23 議案第2号「町道の廃止について」及び日程第24 議案第3号「町道の認定について」の2件は、関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び議案第3号を、一括議題とします。

議案第2号及び議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第2号「町道の廃止について」及び第3号「町道の認定について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、道路法第10条第1項及び同法第8条第2項の規定に基づき、提案するものであります。この度、廃止及び認定しようとする路線につきましては、幌延32号線であります。

幌延32号線につきましては、国が進める『一般国道40号天塩防災事業』に関連し、道道稚内幌延線の線形が改良され、切り替えられることにより、起点を字幌延268番1地先から字幌延259番6地先に変更し、路線認定を変更するものであります。総延長につきましては、192.84mに、28.93mを追加し、221.77mとするものであります。

以上、議案第2号及び第3号の提案理由といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第2号及び議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第4号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤井和之君

議案第4号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を説明申し上げます。

このたびの改正は、雇用保険法や人事院規則が改正されたことにより、地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、町の職員の育児休業等に関する条例を精査したところ、地方自治法の改正により、今年度から運用された会計年度任用職員など非常勤職員に対応する改正が生じたことから、追加条文や字句の追加など、所要の改正をしようとするものです。

議案並びにお配りしました新旧対照表も併せてご覧いただければと思います。

第1条の改正につきましては、条例の趣旨を規定しており、地方公務員の育児休業に関する法律の第17条中の後段に第13条から前条までの規定を準用すると規定されておりますが、法制執務の観点から、町の条例も同様に該当する第14条、第15条の次に、これらの規定を同法第17条において準用する場合を含むと規定しなければ該当しないこととなるので、追加するものです。

第2条第2号の次に第3号を追加する改正では、非常勤職員が育児休業等の承認を受けることができる養育の対象者を定める必要が生じたことに伴い追加するものです。

第2条の3を第2条の5に繰り下げ、第2条の2の次に第2条の3及び第2条の4を追加する改正では、雇用保険法や人事院規則の改正を受け、地方公務員の育児休業に関する法律の改正のとおり、町の条例も同様の規定とし、非常勤職員にも対応するため、配偶者が他の法律の規定を受ける際や父母ともに育児休業を取得する際の規定などを追加した改正を行うものです。

第3条の改正についても、第2条の3及び4の改正に伴い、再度の育児休業をすることができる特別の事情として追加する改正です。

第18条、第19条、第20条の改正については、今までご説明しました内容と同様に、非常勤職員における部分休業の規定であり、部分休業の取得要件と承認、部分休業を取得した場合に対する給与の取り扱いについての改正となります。

附則であります。この条例は、公布の日から施行しようとするものです。以上、議案第4号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっております、議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第26 議案第5号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」  
日程第27 議案第6号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について」  
日程第28 議案第7号「北海道市町村総合事務組合理約の変更について」の3件は、関

連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第7号までを一括議題とします。

議案第5号から議案第7号までについて、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤井和之君

ただいま一括議題となりました議案第5号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」議案第6号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」議案第7号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」の提案理由の説明を申し上げます。

本町が加入しています北海道市町村職員退職手当組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合及び北海道市町村総合事務組合の構成団体が解散脱退したことに伴い、各組合規約を変更する必要が生じました。この規約変更にあたっては、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の協議が必要となることから、同法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

構成団体についてですが、3つの組合に加入している山越郡衛生処理組合が令和2年3月31日付けで解散し、奈井江、浦臼町学校給食組合が令和2年9月30日付けで解散することとなっており、また、北海道町村議会議員公務災害補償等組合及び北海道市町村総合事務組合に加入している札幌広域圏組合が令和元年7月31日付けで解散したことに伴い、それぞれ脱退することとなりましたので、各組合規約の別表から、それぞれ該当する団体を削除するものです。それぞれの附則につきましては、許可のあった日から施行する規定となっております。

以上、議案第5号、議案第6号及び議案第7号についての提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっております議案第5号から議案第7号までの3件は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第7号までの3件は、原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第8号「令和2年度 幌延町一般会計補正予算(第4号)」の件を議題とします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤井和之君

議案第8号「令和2年度 幌延町一般会計補正予算 第4号」について、提案理由の説明

を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、当初予算から補正予算の調整以降、今後、必要となる事務事業等における経費の増減や、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金第2次申請に伴う事業、公共施設等における修繕など、緊急の事業等に対応するための予算を計上しています。

1ページをお開きください。

第1条 第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億2,599万8千円を追加し、歳入歳出それぞれの予算総額を55億2,142万2千円にしようとするものです。

第2項、第1表 歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。

2ページをお開きください。

始めに歳入ですが、13款 国庫支出金1億932万2千円、18款 繰越金658万4千円、19款 諸収入599万2千円、20款 町債410万円の増で、歳入合計1億2,599万8千円の増額補正です。

次に3ページの歳出ですが、3款 民生費1,782万6千円、7款 商工費1,146万4千円、8款 土木費1,939万2千円、9款 消防費3,257万6千円、10款 教育費2,854万7千円、14款 予備費500万円の増などで、歳出合計1億2,599万8千円の増額補正です。

第2条 地方債の補正ですが、4ページをお開きください。

臨時財政対策債は地方交付税の算定の結果、限度額8,160万円を8,570万円に補正するもので、地方債合計は10億1,090万円を予定しております。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

18ページをお開きください。

1款1項1目 議会費では、議会議員の視察研修に係る旅費については、新型コロナウイルス感染症の関係から今年度は中止となったことに伴う減と、議員7人分の予算計上であった人件費が、補欠選挙により補充されたことによる増、合わせて60万7千円の減です。

2款1項2目 自治振興費の集落支援活動運営事業では、会計年度任用職員である地域おこし協力隊員が10月から新たに着任することによる人件費の増額と、昨年度、車両購入しました車庫の購入など431万4千円の増です。

20ページをお開きください。

2款3項1目 戸籍住民基本台帳費では、戸籍法の一部を改正する法律に伴う、マイナンバーの運用開始と共に、ネットワークの連携が必要になったことや、広域交付の仕組みを構築するため、当初、委託料として戸籍システム改修で計上していましたが、住民基本台帳法、デジタル手続法の改正が伴うことから、社会保障・税番号制度システム整備事業として予算を組み換え、住基ネットワークを利用して戸籍の附表情報のオンライン化を実施するための改修を合わせて、221万7千の増です。

3款1項1目 社会福祉総務費では、国民健康保険診療所特別会計繰出金として、会計

年度任用職員の人件費精査などで、278万5千円、新型コロナウイルス感染症防止対策で、センサー付き蛇口整備、病室等の各部屋への加湿器、ベッドサイドモニターなどの医療用備品の購入などと医療機械器具備品購入で、1,063万8千円、合わせて1,342万3千円の増です。

22ページをお開きください。

3款1項4目 障害者福祉費では、障害者福祉システム改修業務94万1千円と過年度分の障害者介護給付・訓練等給付費等の精算に係る国道支出金の返還金260万3千円で、合わせて、354万4千円の増です。

26ページをお開きください。

4款1項5目 保健施設費の幌延町立歯科診療所運営事業では、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の活用により、感染リスクが高い従事者に対する慰労金や新型コロナウイルス感染症対策による医療機械器具の購入費など合わせて140万円の増です。

7款1項1目 商工振興費では、特定業種経営持続化緊急支援給付金事業の確定により、324万2千円の減、地域の消費拡大を応援する第2弾のプレミアム商品券発行事業1,050万円、地元商工業に対する新型コロナウイルス感染症対策として、融資に対する利子補給やデリバリー・テイクアウトに参入しやすいよう支援、消費拡大のためのスタンプラリーや、商工会がIP告知端末機からお知らせ等を発信できるように環境整備をおこなうなど、商工会が中心となっていく事業に対する補助金など417万7千円、合わせて1,143万5千円の増です。

30ページをお開きください。

8款2項1目 道路維持費では、取付道路横断管やその周辺などの陥没が相次いで発生し、当初予定した規模や件数が増加することが見込まれることから、1,867万7千円の増です。

9款1項1目 消防費では、北留萌消防組合が保有する全ての救急車に対し、救急隊員の感染リスク対策として、運転席と後部との遮蔽整備等により、273万の増、2目 防災費では、新型コロナウイルス感染症などの情報共有を図れる対策として、ホームページのスマホ化対応による整備、避難所等における情報取得手段の対策としてWIFI環境の整備、感染症対策として避難所等の公共施設の自動水栓化の整備、災害時のクラスター対策として避難所などで使用できる自動体温測定器のサーマルカメラの購入費など合計で2,984万6千円の増です。

32ページをお開きください。

10款1項3目 教育振興費では、新型コロナウイルス感染症対策として、児童生徒用のタブレットPCの購入費619万7千円の新規計上、家庭学習通信機器整備事業として、新型コロナウイルス感染症対策による家庭学習への環境整備のためモバイルWIFIの関連経費として、144万5千円の新規計上など合わせて780万2千円の増です。

小学校費、次のページの中学校費については、新型コロナウイルス感染症対策に伴うフェイスシールドなどの消耗品や各学校の換気対策に係る網戸の取り付け、オゾン水生成器

や発生器などの備品購入などで小学校費は693万9千円の増、中学校費ではこれらの加え、幌延中学校体育館の換気設備改修工事が加わり1,325万4千円の増です。

38ページをお開きください。

14款1項1目 予備費では、新型コロナウイルス感染症対策や取付道路陥没などの公共施設等の修繕が当初予定より増加したことに伴い、年度中の不足の事態など緊急的な対応を図る必要があるため、500万円の増額補正です。

次に歳入ですが、16ページをお開きください。

13款2項 国庫補助金では、地域コミュニティ形成事業が過疎地域等自立活性化推進交付金の対象となったことから866万8千円の新規計上、その他、社会保障・税番号制度システム整備事業、新型コロナウイルス感染症対応地方臨時交付金の増額など合計で1億932万2千円の増です。

19款 繰越金では、収支不足の財源として、繰越金658万4千円の増です。平成31年度からの繰越金については、繰越明許費分を除いた純繰越金が9,186万7千円になったことから、繰越金の現行予算額と今回の補正財源を合わせた6,696万4千円を除きますと、2,490万3千円が今後の補正に備えた留保財源になります。

19款5項1目 雑入では、介護保険低所得者保険料軽減事業や障害者自立支援給付費等の過年度分負担金と感染リスクの高い医療及び介護従事者への慰労金給付などの新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費520万3千円などで合わせて599万2千円の増です。

20款 町債につきましては、第2条 地方債の補正で説明していますので省略いたします。以上、議案第8号 令和2年度 幌延町一般会計補正予算 第4号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

7 番 西 澤 裕 之 君

27ページ4款 衛生費なんですけど、4款1項5目の歯科診療所運営事業の慰労金についてお伺いします。

先ほどの説明で、これは新型コロナウイルス感染症対策で、感染リスクのある人というお話でしたけれども、その従業員といいですか、歯科診療所で働いている従業員全てに、この慰労金が渡るのかっていうのが1点と、この慰労金に関しましては、介護保険だったり国民健康保険診療所の特別会計でも、同じ慰労金が入っておりまして、その中では、きちんと事業名が書かれています。予算書として、その辺を統一してほしいというお願いと2点です。お願いします。



住民生活課長 早坂 敦 君

まず前段ですけれども、従事者に対する慰労金ということで、こちらに関しましては、議員ご指摘のとおり、全員という形になりますが、従業員につきましては、8名の従業員がおりまして、各5万円ずつで40万円の計上という形になっております。

また、他の会計との整合性ということで、今後、この辺につきましては、気をつけてやっていきたいというふうに考えております。

総務財政課長 藤井 和之 君

後段の御質問でございますけれども、各会計の職員に対する慰労金につきましては、それぞれ職員に張りつけてあるという部分では、事業名が成立するのかなと思っておりますが、この歯科診療所については、運営補助という補助の形態で出資している関係から、ちょっと見え方が見づらくもかもしれませんが、内容的にはこういうふうに分かれるということで御理解いただければと思います。

7 番 西澤 裕之 君

わかりました。この慰労金の財源内訳で、その他というところの財源になっております。その他の財源の説明をお願いいたします。

財政グループ主幹 古草 勝 君

ただいまの質問にお答えいたします。

財源の内訳が、国庫支出金、道支出金ではなく、その他になってる理由でございますけれども、こちらの事業につきましては、北海道から委託された国保連合会からの支出を受けるものでありまして、その他の収入、諸収入ということで計上しております。

議長 高橋 秀之 君

ほかにありませんか。

3 番 斎賀 弘孝 君

西澤議員の関連で、27ページの慰労金のことなんですけれども、この8名の中には、歯科診療所の清掃業務をなさってる方もいると思っておりますけれども、その方も入れて8人ということなのかちょっと再度確認したいと思います。

それから19ページ、集落支援員活動運営事業で、先ほど説明あったんですけれども、昨年度購入した車両の車庫を購入するのに一般備品ということなんですけれども、これ幌延地区の車のことを言っているのか、それとも問寒別地区の車のことを言っているのかちょっとお伺いしたいと思います。

10月からということで、10月からの方は、集落支援員ではなく、地域おこし協力隊だから幌延で勤務するのかなと、そこを確認したいと思います。

それと、29ページ、商工振興費の中なんですけれども、デリバリーのテイクアウト参入支援事業、最高1店舗10万円だと思ったんですけれども、この金額を出しているのは、何店舗分を想定しているのか。これは、私もデリバリーテイクアウトに参入しますよって名乗りであれば、これに、補助を受けられるのか、それとも商工会からの要請がなかったら、参入できないのかちょっとお伺いします。

同じように、町内消費拡大の下の段に、スタンプラリー事業で予算計上していますが、

町内の消費拡大だから、これはもう飲食店に限られるということによろしいのかお伺いします。

住民生活課長 早坂 敦君

1番最初の御質問ですが、町立歯科診療所運営事業に係る慰労金の関係ですけれども、清掃員等も含まれているのかというようなことですが、これに関しましては、お見込みのとおりに清掃員も含めての全8名の従業員に対しての慰労金という形になります。

企画政策課長 角山 隆一君

ただいまいただいた御質問に回答いたします。

まず、車庫につきましては、問寒別に設置いたします。

問寒別で、今、車両2台運行しておりますので、それを想定した車庫ということになります。

また10月から協力隊員1名増ということで、3人体制で幌延と問寒を見ていくというような中身で考えております。

なので、1人が幌延っていうよりは、ちょっと、ルーティーンしながらやればというふうには考えています。それと商工の関係ですけれども、デリバリー・テイクアウトの事業者につきましては、想定される飲食提供している事業者を、上げておまして、14事業者、10万円の14事業者で140万円の予算計上です。

また、スタンプラリーにつきましては、飲食業のほか、食料品や燃料小売業も対象になっていくだろうということで、まだ加盟店については固まっておられませんけれども、そういった業種でのスタンプラリーの実施を予定しております。

3番 斎賀 弘孝君

はい、わかりました。

追加の質問ですけれども、先ほどの車庫ですね、2台分ということで、この上に書いてある使用料が、その車庫には土地が必要だから土地の使用料に11万3千円だということで予算計上しているのか。

どこに建てるか、また使用料はどこに支払われる使用料なのか、いつからいつまでの分の使用料のことを言っているのか説明を求めたいと思います。

それから別の質問で、33ページの学校教育、教育費、教育振興費、これも常任委員会で説明があったんですけども、また今、課長のほうからの説明がありましたけれども、タブレットパソコン135台のうち82台を購入する経費、それから下のほうでは、先ほど説明があったモバイルですね。環境整備、未整備の家庭に貸し出すモバイルルーターは、当初80台を買う予算があるんですけど、そのうちの何台を、今回は、買う予算をここに計上しているのか教えてほしいです。

それと、各家庭に貸し出すんですから、その貸出方法ですね。料金体制とか、どういふふうに貸し出すとか、そういう、詳細はまだ決まってないのか、もう決まっているのかお尋ねします。

企画政策課長 角山 隆一君

集落支援活動運営事業の御質問についてですけれども、使用料については、これは土地

の使用料ではなくて、ちょっと見えにくくなってるんですけど、一般備品の中で、パソコン、タブレットPCを買う予算を計上しております、そのセキュリティソフト、あと、画像編集ソフトの使用料がここにのっております。

ソフトは導入してから、年度間の、今年度の予定する費用を上げておまして、車庫の建てる場所については、町有地を中心に考えております。それも、ものが調達できるまでには、調整してということになりますけれども、町有地でおさまれば、いつまで借りるといよりは、自前のところでやるというような形になろうかと思えます。

教育次長 伊藤 一 男 君

斎賀議員の御質問にお答えいたします。

まず、タブレットパソコンにつきましては、今回購入する分については、児童分75台、それから、生徒分60台ということでございます。

元年度の方で65台を既に購入させていただいておりますので、あわせて、200台という形になろうかと思えます。

あと、モバイルルーターの関係ですけれども、こちらのほうにつきましては、アンケート調査等で、大体およそ30件程度が、Wi-Fi環境がないということでございますので、今回30台ということで購入を予定しております。使用方法等については、詳細まだ決まっておりますが、今、イメージしている分については、授業をオンライン授業する段階で、その都度、貸し出しをして使用するようなイメージでありますが、まだ詳細は決まっております。ずっと貸し付けるということではなく、そういう活用する場面を、目的に貸していきたいなというふうには考えております。

3 番 斎賀 弘 孝 君

使用料は。質問したんですけど。

教育次長 伊藤 一 男 君

失礼いたしました。使用料につきましては、教育委員会のほうで経費を見ていくという形になっておりますが、この辺についても、今のところ、まだちょっと詳細、個人負担のことをおっしゃられてるのかなと思っておりますけれども、今予定しているのは、この30台については、教育委員会のほうで負担をして、必要なときに必要な方に貸し出しをして、授業等をできればいいかなというふうには考えております。

3 番 斎賀 弘 孝 君

今私の質問が悪かったんですけども、30台を買うという数字は、今わかったんですけども、30台は、新型コロナウイルス感染対策事業に乗かって買う30台のことですよね。前の委員会の説明では、だから、そのルーターを使うに当たって、家庭で使うのにも、お金がかかるだろうし、そのルーターを使うにもお金がかかるでしょう。もともと、それをどこの会社とどういう契約をしているのか、だから使用料はいくらですかって聞いたんです。家庭で使う分は、教育委員会がみるかもしれないけれども、30台分を使っても使わなくても、ルーターなんだからお金取られますよ。だから、年間、使用料どのぐらいかかるんですかって聞いたわけです。

それと、パソコンが全部でたくさんの数字を言われたんですけど、この新型コロナウイ

ルス感染対策事業で買うパソコンは82台ですよ。

先の委員会では、135台買うんだけど、82台はコロナウイルス感染対策事業で買って、そのほかは、この上に書いてある情報教育用備品の中で買うんじゃないんですか。

教育次長 伊藤 一男 君

すいません説明が悪かったと思います。

議員おっしゃるとおり、タブレットについては、コロナの交付金で82台、それからギガスクールネットで53台、合わせて118台ということで、平成2年度、今回予定しております。元年度に65台入れてますので、合わせて200台という形になり、1人1台は、当たるような形で考えております。

それからルーターの関係ですけれども、モバイルWi-Fiルーター予定しております、使用料につきましては、1台当たり月3,482円を予定しております。

すいません。訂正させてください。

通信運搬費、通信費で月当たり3,482円という形で予算をしております。

3 番 斎賀 弘孝 君

ちょっと私の聞き方が悪かったかもしれません。

そのルーターを使ったときだけ、月に1台3千円払うということなんですか。使わなくても、使っても、月3千円で30台分これからずっと何十年も払っていくということなんですか。その機械が更新されるまで。

それと、パソコン118台だって言いましたけど、前の委員会では、町立小・中学校オンラインのタブレットパソコン135台と説明しますよ。135台のうち82台をコロナウイルスで買うというふうに説明を受けているのに、118台に減った理由を教えてください。

教育次長 伊藤 一男 君

今回、ギガスクールのほうで買うのが、53台です。

それと、コロナの交付金のほうで買うのが82台。合わせて135台です。

すいません。使用料については、毎月、発生することにはなりますけれども、いつ、また、臨時休校等が発生するかわかりませんので、その辺は、休止というような方法もあるみたいですが、その辺もちょっと検討しながらですね、できるだけかからないような方法では考えておりますけれども、一応、通信費については、毎月かかっていくという形になりますので、有効活用できるような方法も、取り入れながら、やっていきたいと思っております。

議長 高橋 秀之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

コロナウイルス感染症対策で、全小中学校に延べ110枚の網戸購入します今回。委員会で説明あったんですけども。この網戸ですね。各小中学校に、取り付けたり、外したりするのは誰がやるんですか。学校の先生にやっってくださいって言うんですか。それとも、業者さんに、お願いしていくんですか。

これ、幌延は、通年付けていたら網戸は、氷でやられてしまって、すぐダメになってしまふんで、季節ごとに、やっぱり、付けたり、外したりという作業が発生してくると思いますが、そこら辺の対策はどのように考えていますか。

教育次長 伊 藤 一 男 君

齋賀議員の御質問にお答えします。

こちらのほう、内側について簡単に開閉できるものですので、使うときに網戸をしてもらって、シャッター式になってますので、簡易的に開け閉めできるものですので、それで換気のほうを充分にとっていただければと考えております。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

はい、わかりました。

それから、先ほどのモバイルルーターですけど、これが1番良い方法として、今、予算計上しておりますけども、そのほかに各家庭に30戸ぐらいあるというけど、30戸の家庭に通信の設備をするのに、補助を出してあげる。そうしたら、その家庭で、皆さん使えるわけですから、そっちのほうも検討したんですか。検討してやっぱりルーターのほうが、10万円これからずっと教育委員会で負担していくほうが安いという判断になったのかお伺いします。

教育次長 伊 藤 一 男 君

今の齋賀議員の御質問にお答えします。

そちらのほうも検討等はいたしましたけれども、やはり、今現在、もう付けてらっしゃる方との差というか、その辺もございますので、設置費用という部分は、検討したんですけども、今回はモバイルという方式で、あげさせていただいております。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

7 番 西 澤 裕 之 君

今回の補正予算の全体を見ると、会計年度任用職員に関する補正が多く見られます。

本町も、会計任用制度になって、条例も改正して、4月1日から運用していますが、給料体系が、全道的に見て、本町が高いとか低いとか平均なのかというところが、そういう資料があるのかっていうのが1点と。

その報酬なり待遇が改善されることによって、責務も発生してくるというお話でした。

服務規程等、罰則も懲罰といいますか、厳格になるという話でしたが、その辺をまずお聞かせください。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

まず給与体系というか賃金体系というかですね、報酬体系なんですけども、全道的な統計は、まだ発表されていません。ただ、各町では条例で謳っているの、一つずつ精査するとわかるのかもしれませんが。

今回の本町の場合の会計年度任用職員の給料表につきましては、我々行政職給料表という表、国が定めている表を、引用して条例化してるものなんですけど、その行政職給料表1を適用して職員は支給していると。医療職はちょっと除いて説明しますが。会計年度任用職員については、医療職給料表2という部分を、以前から臨時職員時代から使っているということでは、その継承というか、継続という意味合いから、その2を使って、設定してございます。

もう一つ高いか安いかっていう基準が、初任給でいくと、多分わかるんでしょうけども、現状で張りついている方々、もともと臨時職員で働いていた方が、そのまま会計年度に名称変更になって、継続して臨時職員というか会計年度任用職員で勤務していただいておりますので、その部分については、以前にも御説明しておりますけれども、不利益をこうむらないように設定しているということなので、もともと支給していた額よりは下がってはいないということで御理解いただければと思います。

あと責務については、地方公務員法の適用になるというふうに国は示しております。ということでは、職員と同様に、例えば懲戒処分の対象にもなり得るということ。それに付随して休暇制度も同じように、体系として取得ができるということですから、その部分については同じかもしれませんが、職務の内容という部分については、若干、現時点では差が当然あります。ですから、差があるので、行政職給料表1と2を使っているということで御理解いただければと思います。

7 番 西 澤 裕 之 君

わかりました。

それとですね、今回、会計年度任用職員の場合は、その名前のおり、1会計年度ごとに任用されるということで、国が示しているところで言うと再度の任用については、あくまでも、新たな職に改めて任用されたもので整理されるべきだという話になっておりまして、これを厳格に運用するとなると、今、会計年度任用職員として働かれている方は、その都度、改めて募集を行っていかなくゃならないというふうになるのかなというふうに思っています。そうすると、雇用の不安定といいますか、一方では置きつつ、能力のある人が新しく入ってくるとかっていうようなところもあるのかなとは思いますが、再度の任用について、現時点で、臨時職員の場合はどうだったのかということと、会計年度任用職員制度になって、2月3月あたりから、これ募集を開始していくのか、厳格に運用していくのかという2点をお伺いしたいと思います。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

まず、昨年度までの臨時職員の関係を申し上げます。

国が定めている臨時職員、いわゆる臨時的任用職員とか非常勤職員とあって、大括りで言うんですけど、その部分というのは、国は、1年に1回限りというような規定、もしくは、半年とか、そういうふう決められてます。現に北海道庁でも、そういうような仕

組みで、臨時職員を雇用されているということです。

ただ、それを、今度、町村職員のほうの地方公共団体、町村に振りかえると、そこが継続的に雇用している実態があるというところです。

そこを解消しようというか、そういうことも含まれていたと思うんですが、今回会計年度任用職員というのが、制度ができ上がったというふうに私は思ってます。

ですので、まずは、その雇用体系は、今までとは、ちょっと異なる考えがあると。

臨時職員の場合は、国のほうでは、1年1年というか、期間限定となっているので、連続性がないだろうということでは、部署ごとに1年ごと交代して、配属先を替えていたという部分もあったかなと思ってます。

本町の場合はどうだということになると、同じ場所で、ずっと長々っていうような雇用体系ですから、本来趣旨とは、ちょっとずれていた部分は確かにあったということも認識しております。

結局、会計年度任用職員が、今度、継続性がないのか、1年ごとなのかっていう御質問については、私の今の制度を読み返す限り、継続性があるというふうに認識してますので、まずは、次年度も働きますかという意味確認があって、次の募集ということになるのかなと思ってますから、継続しないということが判断できたら、当然募集ということになるでしょうし、その部署が、もしかしたら、もう会計年度もしくは臨時職員が不要という部署が出てきたら、そこは募集をしないかもしれませんしというような考え方になろうかと思いません。継続したらだめだということには、一切なってませんので、前に、委員会等で御説明しましたけれども、会計年度任用職員については、北海道町村職員共済組合にも加入できるということになってますから、そういう部分については、継続性がしっかりと担保されているのかなというふうには考えております。

#### 7 番 西 澤 裕 之 君

ありがとうございます。

あと、最後に1点なんですけれども、この会計年度任用職員の採用に当たっては、どの役職の方が面接をし、決定できるのかっていうところを最後お伺いして質問を終わります。

#### 総務財政課長 藤 井 和 之 君

お答えいたします。

例えば、部署ごとに必要という判断そして協議が整えば、募集して採用ということになると思うんですが、その部署の課長職、もしくは、関係する例えば総務財政課長とかというところを、選抜して数名で面接をすると、そこに例えば認定こども園とか町立診療所とかってなると、そこは課長職だけではなくて、いわゆる主幹職も当然入ってもらってということですね。看護師長とかも入ってもらって面接をするというふうな仕組みになってまして、では、一般事務はどうなんだろうっていう本庁舎側の話になると、冒頭説明しましたとおり、関係者、もしくは関係するだろうという管理職、そこで面接を行うという仕組みになってます。

#### 議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで14時40分まで休憩します

(14時20分 休 憩)

(14時40分 開 議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第30 議案第9号「令和2年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)」の件を議題とします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

副町長 岩 川 実 樹 君

議案第9号「令和2年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)について」の提案理由を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、新型コロナウイルスの感染防止対策に係る費用や会計年度任用職員の給与費及び共済費を調整するものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項「歳入歳出予算の補正」ですが、歳入歳出それぞれに1、342万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7、318万7千円にしようとするものであります。また、第2項の「歳入歳出予算の款項の区分ごとの補正額」は、事項別明細書により、その概要をご説明いたします。

14ページをお開きください。

まず歳出ですが、1款1項1目[診療所費]の診療所業務費及び管理費は、フルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員の配置状況と給料月額等の確定を反映させ、現行予算の報酬、給料、職員手当及び共済費を調整しようとするもので、1節 報酬で70万7千円の減額、2節 給料で126万7千円の増、3節 職員手当で181万7千円の増、4節 共済費で26万1千円の増額補正です。

次に「診療所感染防止緊急対策事業」は、新型コロナウイルス感染防止対策に係る費用で10節 消耗品費は、簡易トイレに装着する袋等の費用で10万2千円の増額。修繕料は、診療所内にある手洗い蛇口の内、10箇所をセンサー付きの蛇口へ取り換える費用として、118万4千円の新規計上です。17節、一般備品購入費は、各病室や診察室等の湿度調整の為に加湿器を18台設置するための費用と現在入院患者との面会は原則禁止となっていることから、タブレット端末で患者様と家族が話のできるようにするための費用等で、109万1千円の増額です。同じく17節、医療器械器具費として、患者の心拍



を監視するベットサイドモニターや時間を設定して注射の液量を調整できるシリンジポンプの購入等で449万5千円の増額です。

なお、これらの財源としては「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が充てられる見込みです。

次に新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業は、新型コロナウイルス感染防止に努める医療機関への支援事業に係る費用で、7節、慰労金は、新型コロナウイルス感染者の受け入れ先の医療機関や感染拡大防止対策に従事した医療従事者に対して、国から慰労金が給付されることとなり、当診療所へは1人当たり5万円の慰労金が給付されることから、当診療所従事者33人分への支給分として、165万円の新規計上です。支給方法は、国の代行機関としての国保連合会に町が一括申請し、給付金を一旦、町の収入として受け入れてから各個人へ支給することになります。11節、手数料は、慰労金支払に伴う振込手数料として4千円の新規計上です。17節、医療機械器具費は、心拍停止患者の救命活動に即応するための除細動器の購入で211万2千円の新規計上です。なお、これらの財源としては「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金」が充てられる見込みです。

次に歳入ですが、12ページをお開きください。

3款1項1目の「一般会計繰入金」につきましては、この度の補正の調整により、1千342万3千円の増額補正となります。

以上、議案第9号の提案理由とさせていただきます。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

7番 西澤裕之君

慰労金について伺います。財源のほうも説明がありましたので、そのところはいいんですけれども、33名というところで、職員数が37名という職員がおられますけれども、この当たらない4名っていうのは、どのような職にある方なんでしょうか。

診療所事務次長 若本 聡 君

該当にならない職員ということなんですけれども、時間数の短い職員、パートの方ですね、おりまして、支給条件の一つとして、10日以上勤めるものというような決めがありまして、その中で該当しない方ということがありますので、その方が抜けているということになります。

議長 高橋秀之君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第10号「令和2年度 幌延町介護保険特別会計補正予算(第1号)」の件を議題とします。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村上 貴紀 君

議案第10号 令和2年度 幌延町介護保険特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、平成31年度会計において超過交付のあった国庫負担金等の返還及び介護保険制度の改正に対応するためのシステム改修経費や、国から給付される新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金給付事業の給付対象とされている介護支援専門員への給付経費について調整するものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に1,316万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,170万1千円にしようとするもので、補正後の事業勘定別内訳は、保険事業勘定を2億6,283万2千円に、介護サービス事業勘定を886万9千円とするものであります。第2項の「歳入歳出予算の補正」の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により概要をご説明いたします。

12ページをお開きください。

まず、保険事業勘定の歳出ですが、1款1項1目【一般管理費】では、報償費で新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業における、幌延町地域包括支援センター配属の介護支援専門員2名に対する慰労金10万円の新規計上です。委託料は、介護保険制度の改正に対応するためのシステム改修費用151万8千円の増額です。5款1項2目【償還金】は、平成31年度における介護給付費や地域支援事業における国や北海道の負担金、補助金に超過交付があったことから、これを返還するために、1,149万4千円を増額しております。

次に歳入であります、10ページをお開きください。

2款2項3目【介護保険事業費補助金】は、介護保険の制度改正に対応するためのシステム改修に伴う補助金として、費用の2分の1となる75万9千円の増額です。6款1項4目【その他一般会計繰入金】では、システム改修に要する費用の残りの財源75万9千円の増額及び、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給に要する財源として10万円を新規計上しています。7款 繰越金は、この度の補正に伴う財源調整のため、1,149万4千円を増額しております。なお、前年度繰越金は、2,549万3千円を見込んでおり、この度の補正後の繰越金の予算額 1,549万4千円との差引 999万9

千円については、今後の補正財源として留保しております。

次に介護サービス事業勘定について、ご説明いたします。

16ページをお開きください。

まずは歳出ですが、1款1項1目【一般管理費】で新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業における幌延町居宅介護支援事業所配属の介護支援専門員1名に対する慰労金5万円の新規計上です。

次に歳入であります、14ページをお開きください。

2款1項1目【一般会計繰入金】で、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給に要する財源として5万円を新規計上しております。

以上、議案第10号の提案理由といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第10号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第11号「令和2年度 幌延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件を議題とします。

議案第11号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第11号「令和2年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算第1号」について、提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因につきましては、歳出における水道管理費の増額、並びに歳入における繰越金の増額であります。

1ページをお開き願います。

第1条第1項の「歳入歳出予算の補正」であります、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ152万9千円を増額し、歳入歳出の総額を7,126万5千円にするものであります。

第2項の「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、4ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明により代えさせていただきます。以下、歳出、歳入の順にご説明いたします。

8、9ページをお開き願います。

1款1項1目、水道管理費の修繕料152万9千円の増額につきましては、町道3条仲通線に埋設されている水道管が、設置から40年以上経過しており、仕切弁なども作動できないことから、この度、塩ビ管からポリエチレン管へ約77m布設替えするものであります。

次に歳入であります。6、7ページにお戻り願います。

5款1項1目、繰越金につきましては、収入不足の財源として、繰越金152万9千円の増となります。平成31年度からの繰越金については、382万7,164円になったことから、今回の補正財源を除きますと、229万8,164円が今後の補正に備えた留保財源になります。

以上、議案第11の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第11号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

休憩中に、第2回「平成31年度 幌延町各会計決算審査特別委員会」を開会します。そのまま、席でお待ち願います。

(14時57分 休 憩)

(16時12分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

本日の議事日程は、すべて終了しました。これにて、散会します。

なお、明日は、午前10時より会議を開きます。

本日は、大変、ご苦労様でした。

(16時13分 散 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋 秀之

署名議員 3 番 斎賀 弘孝

署名議員 4 番 植村 敦

以上、記録する。

主 事 満保 希来